

栃木県における平成 21 年度の傷病野生鳥獣救護結果

松田奈帆子¹・尾形由紀子²・新部公亮¹・矢野幸宏¹

(1 県民の森管理事務所、2 県民の森管理事務所契約獣医師)

The result of the wildlife rescue operations in Tochigi Prefecture (In the 2009 fiscal year).

Naoko Matsuda, Yukiko Ogata, Kousuke Niibe, Yukihiro Yano

1 はじめに

栃木県における傷病野生鳥獣救護の体制は、県民が発見した傷病野生鳥獣について、各環境森林事務所と矢板森林管理事務所（計 5 か所）で相談を受け付けており、捕獲して保護する必要があるものについて引き取り、状況により契約している動物病院で診療・治療を行う流れとなっている。さらに、このうち必要のある場合には県民の森管理事務所に収容し、療養等により、自然復帰を図っている。

栃木県においては、「鳥獣保護事業計画」に基づき傷病野生鳥獣救護を行っており、平成 19(2007)年 4 月 1 日からの「栃木県第 10 次鳥獣保護事業計画」では、傷病野生鳥獣救護事業の主な目的は「人と野生鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発」とされている。このため、特に生息数が多く、深刻な農林業被害等をもたらす種などは原則として救護の対象外となっている。また、救護の対象は、人為的な原因で傷ついたり弱ったりした野生鳥獣であることを、各事務所の担当者やその他関係者間で明確にし、県民からの相談の際には、生態系の中での野生鳥獣の役割を意識して対応することとしている。

このような中で収集される情報について、野生鳥獣の保護管理に活用することや県民の自然環境保全への理解を深めることにつなげるため、栃木県における傷病野生鳥獣救護の状況や結果について取りまとめたので報告する。

2 方法

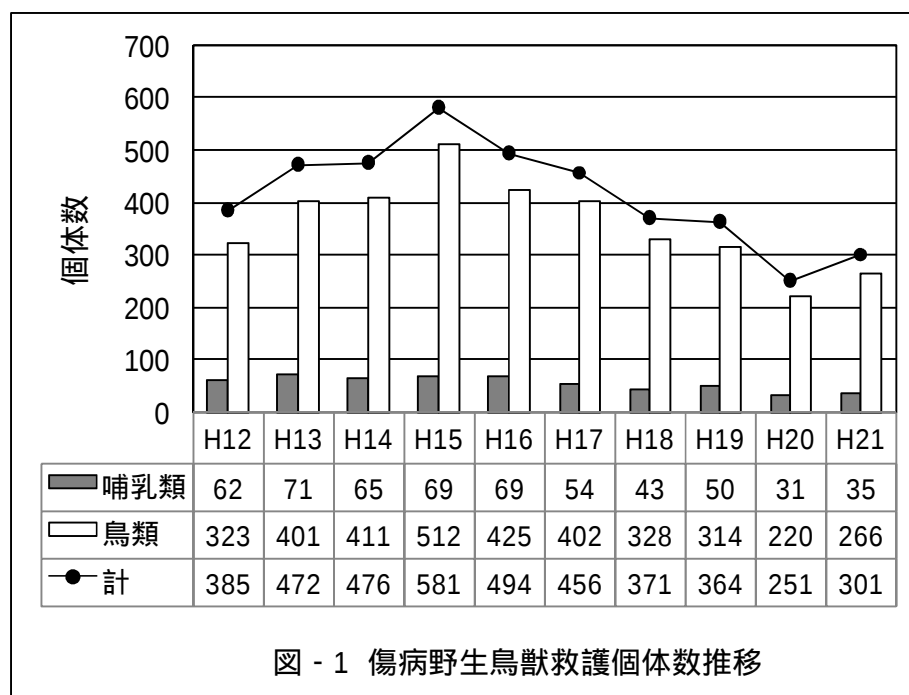
各環境森林事務所と矢板森林管理事務所及び県民の森管理事務所で収容した傷病野生鳥獣について、救護時の状況・救護場所・救護日時を、救護を要請した方から担当者がその都度聞き取り記録した。救護した鳥獣の種名・性別・年齢については、担当者が判断し記録した。救護後の状況についても、各林務事務所・県民の森管理事務所で記録した。これらの記録を県民の森管理事務所で取りまとめた。

救護の要請があっても、状況を聞き取った結果誤認保護等であることが判明し、鳥獣が捕獲されなかった場合は、記録は取っていない。

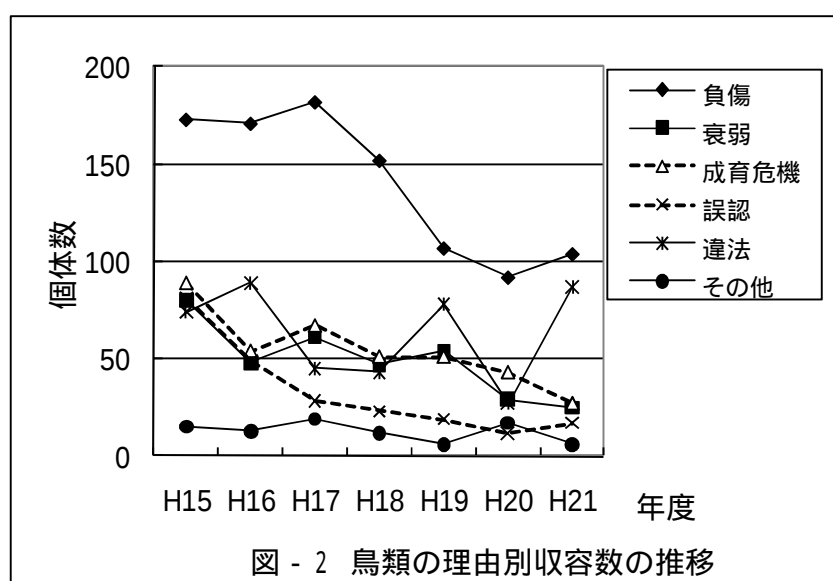
違法飼養等からの保護個体については、保護後リハビリ等が必要なためすぐに放野できなかった個体のみを傷病野生鳥獣として収容している。このため、違法飼養されていた個体でも、すぐに放すことが出来たものは集計には含まれていない。

3 結果と考察

平成 21(2009)年度に栃木県において救護された傷病野生鳥獣は、鳥類が 266 羽、哺乳類が 35 頭、合計で 301 個体であった（図 - 1）。救護個体数は、平成 15(2003)年度をピークに減少傾向



が続いていたが、平成 21(2009)年度は増加に転じた。鳥類は 46 羽増と大きく増加し、哺乳類については 4 頭の増で前の年度とほぼ同じ水準であったと言える。鳥類の収容数増加の主な要因は、平成 20(2008)年度には少なかった違法飼養からの収容が、平成 21(2009)年度には多かったことによる(図 - 2)。違法飼



養のほかに、負傷による収容もやや増加していた。平成 15(2003)年度からの推移をみると、負傷については平成 17(2005)年度をピークに大きく減少し、平成 20(2008)年度は 100 羽以下となったが、平成 21(2009)年度はやや増加し 104 羽であった。衰弱、成育危機については、年度により増減があるが、減少傾向であると言える。違法飼養による収容は年度ごとに

増減が大きく、平成 21(2009)年度は平成 16(2004)年度に次いで多かった。誤認保護は、平成 15(2003)年度から減少しているが、平成 21(2009)年度には微増となっている。誤認保護については保護した方からの問い合わせに対して、捕獲後 1 週間以内であればできるだけ早く捕獲したところに戻すよう指示している。巣立ちビナを捕獲してから 1 週間後に捕獲場所付近で親鳥が確認されている事例があったことから、元の場所に戻すことができる期間は 1 週間以内を目安としているが、問い合わせの時点で捕獲してから 1 週間以上経過している場合には、戻しても親鳥と出会えない可能性が高くなると考えて収容している。このため、誤認保護による収容を完全に無くすに至っていない。巣立ちビナを間違えて拾わないよう普及啓発をさらに進める必要がある。

図 - 3 に哺乳類の理由別収容数の推移を示す。哺乳類についても、平成 20(2008)年度から比べ平成 21(2009)年度に負傷による収容がやや増加していた。成育危機については、平成 15(2003)年度以降減少の一途をたどり、平成 21(2009)年度は 0 頭となった。哺乳類の誤認保護についても、

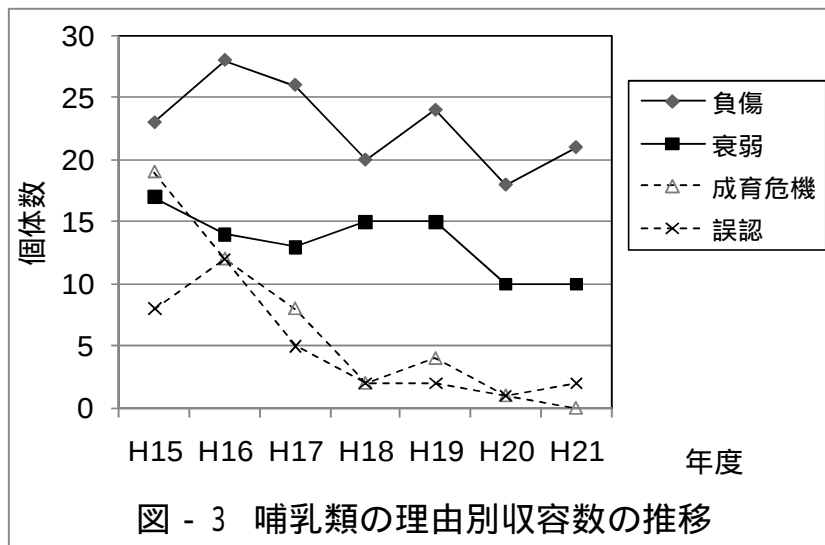


図 - 3 哺乳類の理由別収容数の推移

鳥類と同様に収容を無くすに至っていない。

鳥類、哺乳類ともに平成 21(2009)年度に負傷による収容がやや増加したものの、平成 15(2003)年度以降は、収容個体数は、おおむね減少傾向にあるといえる。これは、誤認保護の場合極力元の場所に戻すこと、人為的な要因以外での収容はしないことが窓口で対応する担当者に

理解されてきたことに加え、平成 19(2007)年度以降は救護対象種を明確にしたことが要因と考えられる。一方で、違法飼養及び密猟の摘発により傷病野生鳥獣として収容される鳥類が多くなっている。違法飼養による収容個体数は年度による変動が大きく、変化を予測することはできないため、常に受け入れられる体制を整えておく必要がある。

平成 21(2009)年度の収容個体数を種別、救護理由別の表 - 1, 2 (文末) に示す。平成 21(2009)年度の救護理由別収容個体数は、例年どおり鳥類、哺乳類ともに負傷によるものが最も多かった。鳥類では 266 羽中 104 羽(39%)が負傷により収容され、次いで 87 羽(33%)が違法飼養からの収容であった。鳥類で最も多く収容されたのはヒガラの 58 羽であり、全て違法飼養からの収容であった。次いでツバメの 23 羽、スズメの 19 羽と続く。ツバメやスズメの人家周辺でよくみられる種は例

表 - 3 鳥類のその後(羽)

年度	状況				計
	死亡	飼育中	放野	譲渡	
H15	245 (48)	2 (0)	265 (52)		512
H16	212 (50)	2 (0)	210 (49)	1 (0)	425
H17	220 (55)	3 (1)	179 (45)		402
H18	164 (50)	2 (1)	161 (49)	1 (0)	328
H19	142 (45)	3 (1)	170 (54)		315
H20	117 (53)	3 (1)	99 (45)	1 (0)	220
H21	107 (40)	64 (24)	95 (36)		266

カッコ内の数字は計に対する割合 (%)

表 - 4 哺乳類のその後(頭)

年度	状況			計
	死亡	飼育中	放野	
H15	40 (58)		29 (42)	69
H16	36 (52)		33 (48)	69
H17	27 (50)	1 (2)	26 (48)	54
H18	22 (51)		21 (49)	43
H19	30 (60)		20 (40)	50
H20	17 (55)		14 (45)	31
H21	26 (74)	1 (3)	8 (23)	35

カッコ内の数字は計に対する割合 (%)

年収容数が最も多い種としてあげられるが、平成 21(2009)年度はヒガラが最も多くなっており、前述のとおり全て違法飼養からの収容であった。また、ツバメ、スズメの次に多かったのは、オオルリの 14 羽で、このうち 12 羽が違法飼養からの保護であった。

哺乳類については、負傷による収容は 35 頭中 21 頭(60%)で、次いで衰弱によるものが 10 頭(29%)であった。哺乳類で最も収容数が多かったのは、タヌキ(17 頭)で、12 頭が負傷、5 頭が衰弱であった。次いで多いのはアライグマであった。アライグマは幼獣 5 頭が 1 度に収容されたことから個体数が多かった。幼獣のアライグマが収容されたことで、栃木県内で繁殖していること

が確認された。アライグマは特定外来生物に指定されており、生態系への影響が大きく、農業被害や生活被害も甚大となることから、早期に県内の現状を把握し、対策を実施する必要があるだろう。

平成 21(2009)年度に収容された鳥類のうち、ハヤブサは、栃木県版レッドリストでAランク(絶滅の危機に瀕している生物)に区分されている。栃木県版レッドリストで情報不足とされているコノハズクについて、1羽の収容があった。

収容された個体について、表 - 3 , 4 にその後の状況を示す。平成 22 年度 3 月 31 日現在で、鳥類では 36%が、哺乳類では 23%が野生復帰している。この中には、各環境森林事務所などに収容された後すぐに回復して放された個体も含んでいる。また、死亡には、収容後に獣医師の診断などにより、治療、回復の見込みがないと判断され自然の中へ帰されたものを含んでいる。鳥類については、平成 21(2009)年度は違法飼養からの収容個体が多かった。このような個体は、特に負傷や疾病はなく羽毛の損傷や栄養不良などであるため、良好な環境で飼育すれば回復し放すことができることが多い。このことから、平成 21(2009)年度に収容された個体の放野の割合は、最終的には上がるものと予測される。

4 謝辞

各環境森林事務所及び矢板森林管理事務所の担当の皆様、傷病野生鳥獣に対する個々の問い合わせへの丁寧な対応と収容個体についての細かな情報の記録に対し、感謝申し上げます。

また、傷病野生鳥獣救護ボランティアの皆様には、収容された鳥獣についてこまめに面倒を見ていただくとともに、施設の環境整備等へご協力いただき、感謝いたします。

表-1 平成21年度の鳥類収容状況

目	科	種	収容数計	収容理由					
				負傷	衰弱	成育危機	誤認	その他	違法
ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ	1	1					
コウノトリ	サギ	アオサギ	2	1	1				
		アマサギ	1	1					
		ゴイサギ	4	4					
		コサギ	2	2					
		ササゴイ	2		1			1	
		ダイサギ	2	2					
		チュウサギ	3	1	2				
		ミゾゴイ	1		1				
		不明	1	1					
タカ	タカ	オオタカ	11	7	2			2	
		サシバ	1	1					
		ツミ	2	1				1	
		トビ	10	7	3				
		ノスリ	5	3	2				
		ハイタカ	1	1					
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	1	1					
		ハヤブサ	2	1	1				
カモ	カモ	オオハクチョウ	1		1				
		カルガモ	10	1			8		1
		コガモ	1	1					
キジ	キジ	キジ	10	3		6	1		
		コジュケイ	2	2					
チドリ	チドリ	ケリ	2			2			
	シギ	ヤマシギ	1	1					
ハト	ハト	キジバト	6	6					
フクロウ	フクロウ	アオバズク	4	3				1	
		オオコノハズク	3	3					
		コノハズク	1	1					
		フクロウ	9	5	2		2		
		不明	1		1				
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	3	2	1				
キツツキ	キツツキ	アオゲラ	3	3					
		アカゲラ	2	2					
スズメ	ツバメ	ツバメ	23	8	2	12	1		
	セキレイ	セグロセキレイ	1	1					
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	8	6	1		1		
	ツグミ	クロツグミ	1						1
		コマドリ	1						1
		ジョウビタキ	2						2
		ツグミ	1	1					
	ウグイス	ウグイス	3	1				1	1
	ヒタキ	オオルリ	14	1	1				12
		キビタキ	2						2
	シジュウカラ	コガラ	2						2
		シジュウカラ	1						1
		ヒガラ	58						58
	メジロ	メジロ	3	1					2
	ホオジロ	アオジ	1	1					
		ホオジロ	1					1	
	アトリ	イカル	2	1					1
		カワラヒワ	2	2					
		シメ	1		1				
		マヒワ	1						1
	ハタオリドリ	スズメ	19	7	2	7	3		
	ムクドリ	ムクドリ	2	2					
	カラス	オナガ	1						1
		カケス	1	1					
		ハシボソガラス	1	1					
	イワヒバリ	カヤクグリ	1						1
	不明	不明	1	2					
収容数合計			266	104	25	27	17	6	87
割合(%)				39	9	10	6	2	33

表-2 平成21年度の哺乳類収容状況

目	科	種	収容数計	収容理由				
				負傷	衰弱	成育危機	誤認	その他
翼手	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	1	1				
食肉	アライグマ	アライグマ	5		5			
	イヌ	ホンドギツネ	1	1				
		ホンドタヌキ	17	12	5			
	イタチ	ホンドテン	1	1				
	ジャコウネコ	ハクビシン	2	1				1
げっ歯	リス	ムササビ	4	2			2	
	ヤマネ	ヤマネ	1					1
兎	ウサギ	ノウサギ	3	3				
収容数合計			35	21	10	0	2	2
割合 (%)				60	29	0	6	6

表 - 1, 2の収容理由

負傷: 骨折や外傷、打撲などの怪我をしたもの

衰弱: 疾病や栄養不良などで弱っているもの

成育危機: 怪我や病気はなく健康であるが、幼鳥や幼獣が親とはぐれたり、幼鳥が巣から落ちて戻せなかったりしたもの

誤認: 実は親の保護下にある幼鳥や幼獣を、親からはぐれたと勘違いして捕獲してしまったもの

その他: 病気や怪我はないが、建物に迷いこんだなどで保護されたもの

違法: 違法捕獲や違法飼養から保護されたもの